

## 浜松市佐久間・水窪霊きゅう自動車に係る審査基準及び処分基準

### (目的)

第1条 この要綱は、浜松市佐久間・水窪霊きゅう自動車条例（平成17年浜松市条例第231号。以下「条例」という。）に基づく申請に対する処分及び不利益処分を行うに当たっての審査基準及び処分基準を定めることにより、処分の公正の確保と透明性の向上を図り、もって条例の適正かつ円滑な執行を行うことを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例及び浜松市佐久間・水窪霊きゅう自動車条例施行規則（平成17年浜松市条例第231号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

### (利用の許可に係る審査基準)

第3条 条例第6条に基づく利用の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合を除くほか、これを行わなければならない。

- (1) 佐久間・水窪霊きゅう自動車の利用の申請が他の利用許可と競合する場合
- (2) 条例第7条の規定に基づき利用を制限する場合
- (3) 火葬許可もしくは火葬許可に準ずるものを受けていない場合

2 条例第7条に規定する「霊きゅう車の管理上支障があると認めるとき」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 霊きゅう自動車を利用することにより、人の生命、身体又は財産が侵害され、公共の安全が損なわれるという明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見される場合
- (2) 刑法（明治40年法律第45号）、軽犯罪法（昭和23年法律第39号）その他の法令による刑の対象となる行為を過去に反復継続して行うなど、佐久間・水窪霊きゅう自動車の利用を許可した場合にこれらの行為を行うことが具体的に予見される場合
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第5号に規定する指定暴力団等が主催し、又は共催したイベント等に使用する場合
- (4) 利用者の目的や思想、信条等に反対する者らが、これを実力で阻止し、妨害しようとして紛争を起こすおそれがある、警察の警備等によってもなお混乱を防止することができないなど特別な事情がある場合
- (5) 第2項第2号に規定する場合を除き、他人に危害を及ぼし、又は他人の著しい迷惑になる行為を過去に反復継続して行うなど、霊きゅう自動車の利用を許可した場合にこれらの行為を行うことが具体的に予見される場合
- (6) 申請者若しくは他の利用者の安全の確保又は車両の設備の機能等に支障を生じると認める場合
- (7) 車両の定期点検その他管理上必要な事由により利用することができない場合

(8) 条例第 3 条に規定する利用時間以外の時間又は条例第 4 条に規定する休業日に利用する場合。ただし、利用時間の変更又は臨時で利用させる場合を除く。

(使用料の後納に係る審査基準)

第 4 条 条例第 8 条第 2 項に規定する使用料のうち、「その他市長が特別の理由があると認める場合」とは、利用する日前までの日が土日祝、年末年始の場合をいう。

(使用料の減免に係る審査基準)

第 5 条 条例第 9 条に規定する「その他特別の理由があると認める場合」とは、次の各号のいずれかに該当する場合とし、その減免の割合は当該各号に定めるものとする。

(1) 大規模災害として市長が認めるものの災害発生に伴い生じた遺体を搬送するために佐久間・水窪霊きゅう自動車を利用する場合において、その利用者が当該災害の被害者であって資力その他の事情の急激な変化により使用料の納付が困難であると市長が認めるとき 免除

(2) 遺体（行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治 3 2 年法律第 9 3 号）の適用を受ける者の遺体を除く。）の搬送を行う扶養義務者等がないこと。その他やむを得ない事情により当該遺体を搬送するために佐久間・水窪霊きゅう自動車を利用する場合であって、その使用料の全額を死者の遺留した金品等で賄うことができないとき 使用料から当該金品等で賄うことができる額を控除した額を免除

(3) 市長が特別の理由があると認める場合 免除または減免

(使用料の還付に係る審査基準)

第 6 条 条例第 1 0 条に規定する「市長が特別の理由があると認めるとき」とは、次に掲げるものをいい、当該各号に定める額を還付する。

(1) 天災、事故その他の不可抗力により、佐久間・水窪霊きゅう自動車の利用が困難となったとき。条例第 8 条第 1 項に定める額

(利用許可の取消しに係る処分基準)

第 7 条 条例第 1 2 条の規定による許可の取消し又は利用の停止は、次の表に定めるところにより行うものとする。

要件	処分内容
1 条例第 1 1 条第 1 項	-
(1) 条例第 8 条第 2 項の規定に違反して使用料を納付しない場合	許可の取消し
(2) 規則第 7 条各号に規定する遵守事項に違反した場合	-
ア 規則第 7 条第 1 号の規定に違反したとき。	利用の停止
イ 規則第 7 条第 2 号の規定に違反したとき。	利用の停止
ウ 規則第 7 条第 3 号の規定に違反したとき。	利用の停止
(3) 偽りその他不正な手段により、条例第 6 条の規定による許可を受け、又は条例第 9 条の規定による使用料の減免を受けた場合	許可の取消し

(利用許可の変更の申出に係る審査基準)

第8条 規則第3条に基づく利用許可の変更の申出の許可は、第3条第1項各号に規定する場合を除くほかこれを行わなければならない。

(標準処理期間)

第9条 浜松市行政手続条例第5条の規定による標準処理期間は、申請を受理した日を含め1日間とする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。